

## 産後ケア事業の実施について

今年度、新しい宇治を切り拓く特別枠事業として、産後ケア事業を実施いたします。  
 事業概要は、下記のとおりとなります。

### 記

#### 1 目的

産後ケア事業は、産後において家族等の援助が受けられず支援を必要とする母子に対して、心身のケア、育児の支援その他母子の健康の維持・増進に必要な支援を実施することにより、母子に対する支援体制を確立し、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子とその家族が健やかな育児ができるように支援することを目的としている。

#### 2 事業内容

区分	事業内容	
宿泊型	原則、利用開始時刻から24時間以内の利用を1日とし、3食の食事提供及び右欄(1～10)のサービスを提供する。	1 母体管理及び生活面の相談・指導 2 乳房手当、乳房トラブルケア 3 発育及び発達のチェック 4 体重及び排泄のチェック 5 スキンケア 6 授乳方法に関する助言・指導
日帰り型	原則、午前11時から午後3時までの利用を1日とし、1食の食事提供及び右欄(1～11)のサービスを提供する。	7 沐浴の実施及び方法に関する助言・指導 8 在宅での育児に関する相談・指導 9 心理面のケア 10 その他必要とする保健相談・指導 11 保育に関する相談・指導
訪問型	原則、1回90分から120分(家事支援の場合は、60分から120分)とし、利用者の居宅先を訪問し、右欄のサービスを提供する。	12 授乳、沐浴、オムツ交換、子どもの見守りその他の育児支援 13 調理、洗濯、掃除、買物(市内に限る。)その他の家事の支援 14 外出時の付き添い 15 生活及び育児に関する相談及び助言 16 その他必要と認められる支援

### 3 対象者

(1) 宇治市内に住所を有するおおむね生後4か月頃までの乳児及びその母親のうち、助産師、保健師及び看護師等による母親への心身のケアが必要であり、次のア・イいずれにも該当する方。ただし、病院等への入院を要する方は除く。

ア 母親の産後の回復が思わしくなく母体管理が必要な体調不良の者、または育児に不安があり、授乳や沐浴などの方法についての相談、助言、指導等の心理的支援が必要な方

イ 親族等から支援が受けられず、家事、育児等の日常生活を行うことが困難な方

(2) ア・イにかかわらず、市長が必要と認める場合は、利用対象者とすることができる。

### 4 予算

591万5千円（母子保健衛生費補助金（国庫）及び福祉未来基金を活用）

### 5 サービス利用の上限

(1) 宿泊型：6泊7日までとする。

(2) 日帰り型：1日1回、2日までとする。

(3) 訪問型：助産師及び保育士による訪問は1日1回、2日までとする。

介護福祉士による訪問は1日2時間以内で合計12日までとする。

### 6 自己負担額

階層区分	宿泊型	日帰り型	訪問型 助産師訪問 ※加算あり	訪問型 介護福祉士訪問 ※加算あり	
				60分まで	60分を超えて 15分当たり
A 注1	9,000円	4,500円	3,000円	1,500円	375円
B 注2	6,000円	3,000円	2,000円	1,000円	250円
C 注3	4,000円	2,000円	1,300円	700円	175円
D 注4	600円	300円	300円	300円	75円

#### ※別途加算

階層区分	訪問型 保育士訪問（1回当たり）
A 注1	1,500円
B 注2	1,000円
C 注3	700円
D 注4	300円

注1：サービスを利用する年度（4月から5月に申請する場合は前年度）の個人市民税の所得割額の合計が28万円以上である世帯

注2：サービスを利用する年度（4月から5月に申請する場合は前年度）の個人市民税の所得割額の合計が16万円以上28万円未満である世帯

注3：サービスを利用する年度（4月から5月に申請する場合は前年度）の個人市民税の所得割額の合計が16万円未満である世帯で階層区分Dを除く世帯

注4：サービスを利用する年度（4月から5月に申請する場合は前年度）の個人市民税が非課税である世帯及び生活保護法の規定による被保護世帯

## 7 事業開始時期

宿泊型・訪問型については7月1日開始を予定。日帰り型については現在、調整中。

区分		開始日	契約相手
宿泊型		7月1日	医療法人 曾我産婦人科
			医療法人社団 一心会 都倉病院
			吉川助産院
			医療法人社団 中部産婦人科医院
訪問型	助産師訪問 (育児支援)	7月1日	吉川助産院
	介護福祉士訪問 (家事支援)		一般財団法人 宇治市福祉サービス公社
	保育士訪問		直営
日帰り型		未定 (8月予定)	

## 8 周知方法

- (1) 妊婦面談及び新生児訪問の際に事業説明を行う
- (2) 委託先医療機関等に案内文を配布
- (3) 10か月健診指定医療機関（16か所）に案内文書を配布
- (4) 支援センター等に案内文書を配布
- (5) 市政だより7月1日号（宿泊型・訪問型）に掲載
- (6) 市ホームページ・LINE・Facebookに掲載